



暴追とちぎ

第34号

平成20年1月



▲日光 明智平（撮影者 栃木県暴力追放県民センター社会復帰アドバイザー 大鹿幸雄）

財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F TEL028(627)2995

年頭のあいさつ

栃木県警察本部長

金 山 泰 介



あけましておめでとうございます。

県民の皆様には、ご家族共々輝かしい新年をお迎えになられましたことを心からお慶び申し上げます。

皆様には、平素から暴力団排除活動を始め、警察行政各般にわたり深いご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、財団法人栃木県暴力追放県民センターが、賛助会員の皆様を始め県民の皆様のご支援により暴力追放の輪を広げ、暴力団排除活動はもとより、不当要求防止責任者講習や暴力相談等の諸事業を着実に推進されていますことは、誠に喜びに堪えないところであります。

昨年、県内の犯罪発生状況は、刑法犯認知件数が4年連続、身近な犯罪が5年連続して減少しましたが、依然として高い水準にあり、体感治安が完全に回復するまでには至っていない状況にあります。

さて、体感治安を悪化させる要因の1つとして暴力団等による組織犯罪があるわけですが、昨年は、長崎市長殺人事件や東京都内等における人質立てこもり、更には、九州における対立抗争事件など、全国的に暴力団関係者によるけん銃使用の凶悪事件が続発し、世間を震撼させた1年でありました。県内では、幸い対立抗争事件の発生はなかったものの、暴力団関係者に係る8丁を含むけん銃11丁を押収しました。また、人身売買や覚せい剤密売にからむ事件など様々な事件で暴力団構成員等を約260人検挙したところですが、今後とも、暴力団、銃器に対する取締りを強力に進めていく必要があります。

暴力団の情勢をみますと、全国的に、山口組・住吉会・稲川会の主要3団体への寡占化、更に、山口組への一極集中が進んでいます。本県については、住吉会傘下の暴力団構成員等が約半分、山口組傘下が約4分の1を占めており、今のところ数値的には住吉会系が多いものの、山口組が着々と進出してきており、水面下では両団体の間に軋轢を生じております。

ところで、警察は財団法人栃木県暴力追放県民センターと連携して、暴力団排除活動を進めているところですが、昨年中、暴力団対策法に基づいて発出した中止命令等の行政命令16件のうち、同センターに相談が寄せられたものが5件含まれており、同センターの活動の重要性をご理解いただけるのではないのでしょうか。

今や、暴力団の資金獲得活動の多様化は、不動産、証券を始めあらゆる経済分野に及んでいるといって過言ではありません。このような暴力団の資金獲得活動は、経済活動の健全性を損ない、結果的に、善良な県民の皆様が損害を被ることになります。そのようなことのないよう、警察としては、今後も暴力団の資金源に対する取締りに重点を置いて取り組んでまいります。

また、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、本年の栃木県警察の基本姿勢として「県民とともにある警察」を掲げ、その重点目標の1つに「組織犯罪総合対策の推進」を定めているところですが、体感治安の悪化を防ぐために、犯罪の検挙・抑止対策のみならず、「県民の皆様が安心感を与えられる施策」というものを進めてまいりたいと考えております。

いくつか述べさせていただきましたが、暴力団の弱体化・壊滅は、警察の力だけで果たせるものではなく、県民の皆様のご協力が不可欠であります。警察のみならず、暴力団排除活動を推進する中核的機関としての財団法人栃木県暴力追放県民センターの活動につきましても、どうか今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご健勝を心から祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

暴力団対策法施行後の暴力団情勢

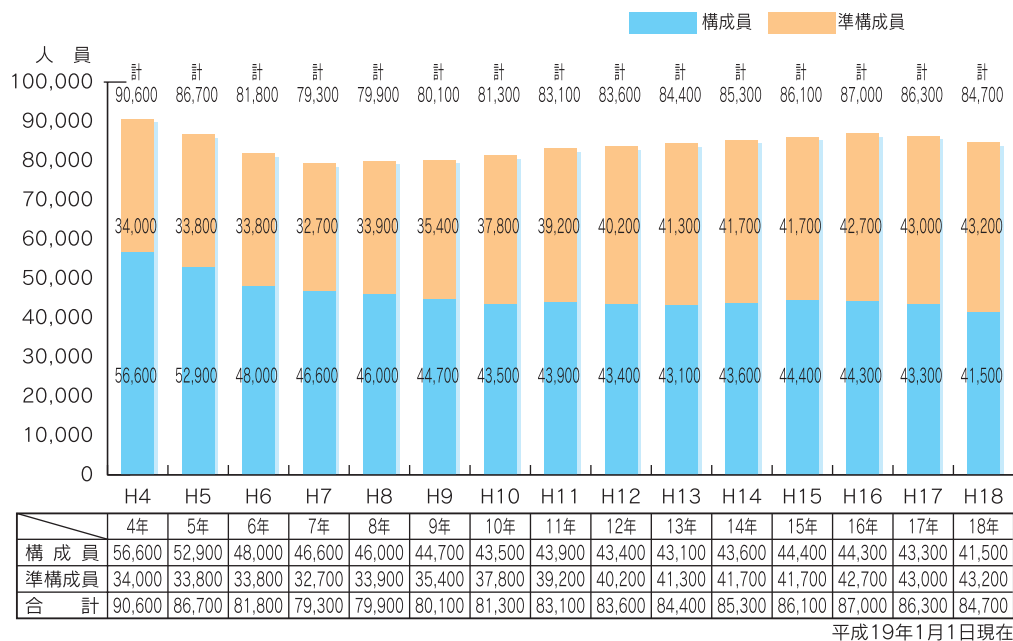
刑事部組織犯罪対策課

暴力団情勢

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を利用した犯罪、企業対象暴力、行政対象暴力等を引き起こすなど、その資金獲得を社会経済情勢の変化に対応して、多様化、不透明化させている。

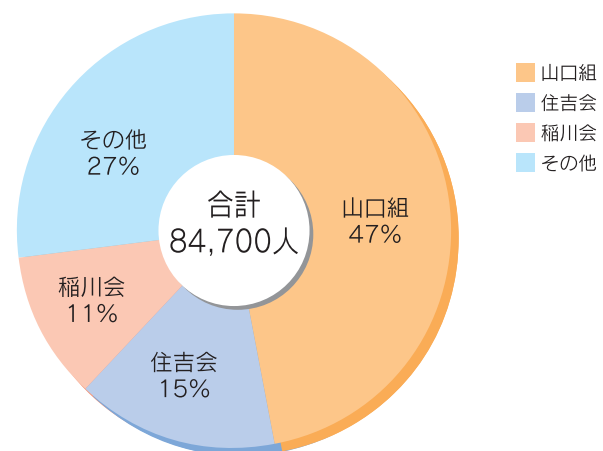
1 全国の暴力団勢力

●暴力団勢力の推移



●組織別勢力

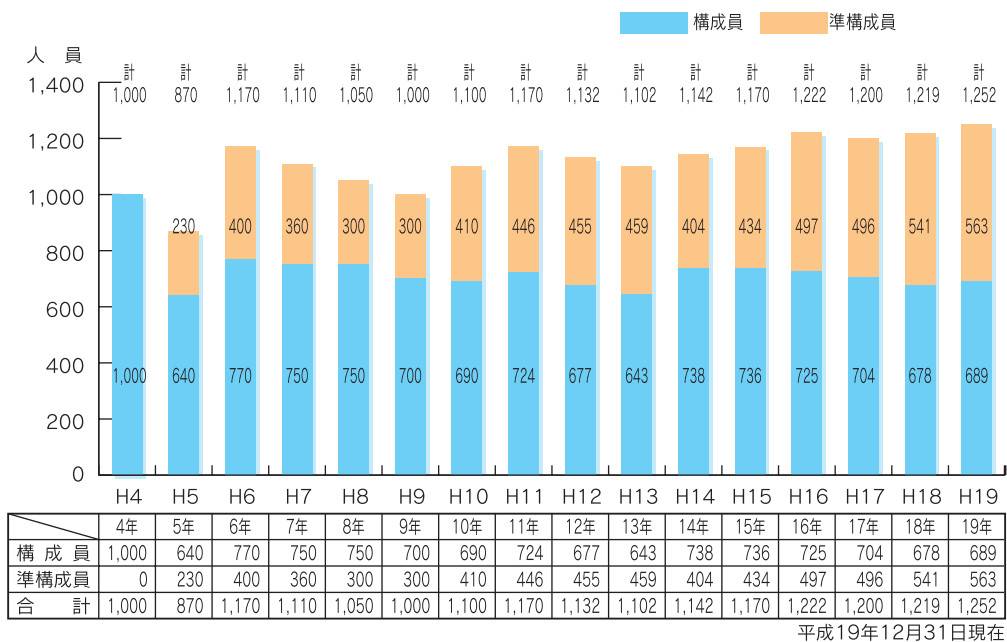
- 平成19年1月1日現在の全国の暴力団勢力は、構成員41,500人、準構成員43,200人の合計84,700人を把握しております。
- 主要3組織についてみると、六代目山口組(約39,700人)、住吉会(約12,400人)、稲川会(約9,500人)となっており、この3組織で73%を占めており、寡占化傾向がますます進んでいることが伺えます。



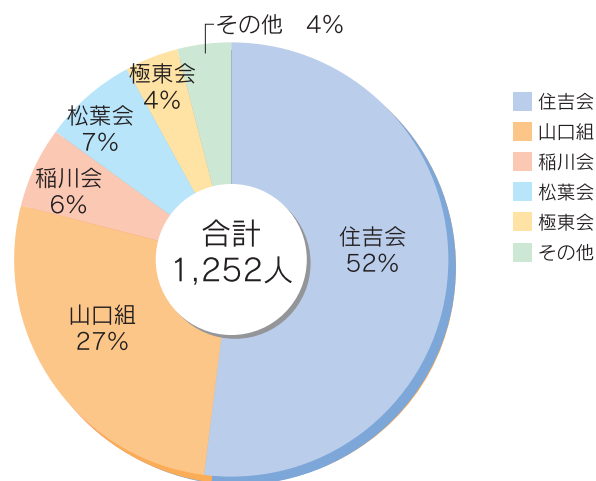
団体名	山口組	住吉会	稲川会	その他	合計
構成員	20,600	6,100	4,900	9,900	41,500
準構成員	19,100	6,300	4,600	13,200	43,200
合計	39,700	12,400	9,500	23,100	84,700
比率	47%	15%	11%	27%	100%

2 県内の暴力団勢力

●暴力団勢力の推移



●組織別勢力



- ・ 平成19年12月末現在、県内の暴力団組織は55組織、1,252人となり、前年と比較すると33人増加しています。
- ・ 組織別では、住吉会が645人、山口組が337人、稲川会79人となっております。
前年に比較して、山口組が8人増え、一段と県内に進出していることを示しています。

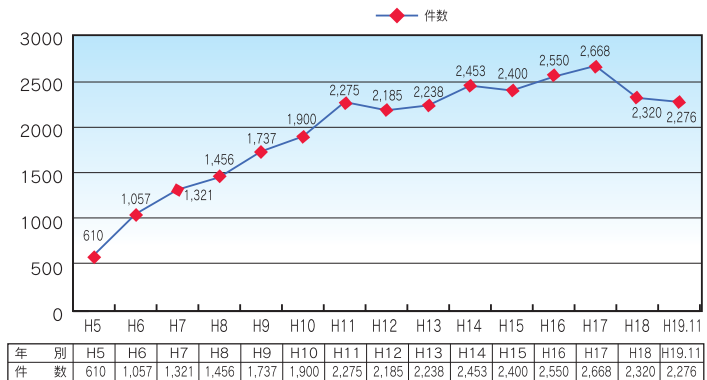
団体名	住吉会	山口組	稲川会	松葉会	極東会	その他	合 計
構成員	367	202	41	45	32	2	689
準構成員	278	135	38	44	17	51	563
合 計	645	337	79	89	49	53	1,252
比 率	52%	27%	6%	7%	4%	4%	100%

平成19年12月31日現在

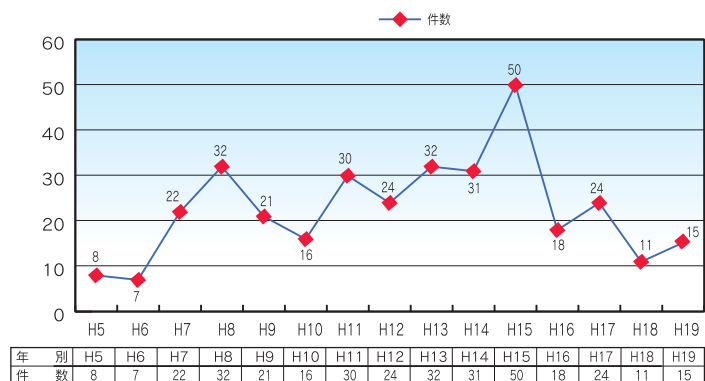
【暴力団対策法による行政命令等の発出状況】

- 1 全国で、平成19年11月末日までに発出された中止命令、再発防止命令の総件数は2,276件にのぼっています。
- 2 栃木県内では、平成19年12月末日までに16件の中止命令、再発防止命令を発出しています。
- 3 栃木県内の中止命令、再発防止命令の内訳は、不当贈与要求7件、脱退妨害4件、物品購入要求3件、その他が2件でした。
- 4 組織別では、住吉会系9件、山口組系6件、松葉会系1件でした。

全国の中止命令 発出状況



県内の中止命令 発出状況



主な行政命令事案

1 不当贈与要求

指定暴力団組員は、脱退届を郵送している組員の妻に対して「義理代の1万円を明日までに振り込んでくれ。」等と告げ、組員の夫が負うとする義理代の肩代わり名目で金品の贈与を要求したものの。

2 脱退妨害

指定暴力団組員は、組織から脱退を決意して連絡を絶っている組員の父親に対し「息子さんは組員になっている。辞める時には、指を詰めるか金を積むかで、関東所払いに決まっている。飲み食いした分は払ってください。本人に連絡してください。」と告げ、要求を拒絶されるや、更に「好きにさせてもらいます。」等と告げて父親を威迫し、脱退容認の代償として金品を支払うこと等を要求したものの。

3 物品購入要求

指定暴力団組員は、生花の購入を断っていたスナック経営者に対して、「親分からもどんだんやれと言われてんだ。俺がこの店を守ってやってんだ。」等と告げ、スナックの日常業務に用いる生花の購入を要求したものの。

4 みかじめ料要求

指定暴力団組員は、飲食店の経営者に対して、「このシマは〇〇のシマだ。付き合いをしてくれ。」等と告げ、みかじめ料を要求したものの。

5 広告掲載費要求

指定暴力団組員は、飲食店主に対して、「ここは△△のシマなんだ。広告に付き合ってくれ。」等と告げ、広告掲載名目で役務の有償提供を受けることを要求したものの。

暴追センターの暴力相談受理状況

●平成19年中の暴力相談受理状況

相談件数	相談方法			
402件	センター面接	暴追相談電話	文書等	引継
前年比 +22件	233件	164件	4件	1件

●暴力団等団体別・相談内容

相談区分	団体別	暴力団				右翼 標榜等	団体等 不明
		山口組	稲川組	住吉会	その他		
1 暴対法9条の不当要求行為		14	8	23	7	6	78
(1) 人の弱みにつけこむ金品要求行為							2
(2) 不当寄付金要求行為						4	
(3) 不当下請等要求行為							2
(4) みかじめ料要求行為							4
(5) 用心棒等要求行為		1					
(6) 高利債権取立行為			1	1			1
(7) 不当債権取立行為		2	2				1
(8) 不当債権免除要求行為							
(9) 不当貸付要求行為							
(10) 不当信用取引要求行為							
(11) 不当自己株式買取要求行為							
(12) 不当地上げ行為							
(13) 競売等妨害行為							1
(14) 利得示談介入行為		1	1	4		1	11
(15) 因縁をつけての金品要求行為		10	4	18	7	1	56
2 暴力団組織からの離脱に関する相談		3		2	1		1
3 組織への勧誘・加入強要に関する相談							
4 事務所立ち退き等に関するもの		2	2				2
5 刑罰法令に該当する行為		1		2	2	1	22
6 暴追センター事業に関するもの							1
7 そ の 他		10	4	26	10	2	172
合 計		30	14	53	20	9	276

●暴力相談の特徴と傾向

- ・平成19年中の相談件数は402件で前年比+22件でした。
- ・うち暴対法9条の不当要求行為は136件で前年比+2件でした。
- ・右翼等標榜団体に関する相談は6件で前年比-15件でした。
- ・相談件数2年間の連続増加要因は、9条関係の増加。

暴力相談 (不当要求相談事例と対応)

相談事例1

自動車税徴収ミスにつけ込んだ悪質クレーマー事案

中古自動車新規登録の際、消込処理徴収処理エラーが生じ、自動車税の徴収ミスをしてしまい、県税職員2名がA宅に行き、不足分の現金書留での納付を促したところ「お前のミスは、県庁のミスだ、土下座しろ、上司の首を持ってくれば許してやる。」等と脅迫された。

※対応

相談事案は、刑事事件に抵触するものと判断し、即警察に通報した結果、公務執行妨害罪で逮捕された。



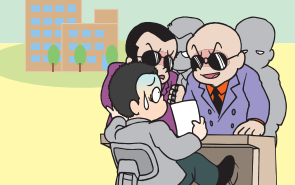
相談事例2

マンションに入居している暴力団関係者を強制退去させたい

A建物管理会社は、マンション管理と共に入居者の管理を業として営んでいるものであるが、M会社と法人契約を交わし、佐野市内や足利市内のマンション3ヶ所に入居させたところ、そのマンションが山口組系の暴力団事務所や暴力団組員等が入居しているので退去させたい。

※対応

相談事案は、警察、弁護士、当センターで三者協定を結び、建物明渡訴訟を提起した、その結果、受諾和解して全面解決した。



相談事例3

N工業が落札した公共工事に暴力団関係者が下請参入を申し入れて来た

N工業は、鹿沼市が発注した公共工事（解体工事）を落札したところ、住吉会系暴力団関係者が下請けを要求してきたので拒絶した。すると暴力団関係者等は、N工業事務所を訪れ「解体工事の片づけ処理を俺達にやらせろ、やらせなければ街宣車がでるかも知れない、刑務所に行く位の覚悟はある。」等と脅迫してきた。

※対応

本事案は、中止命令事案と判断し、所轄警察署に通報した結果、同署は、中止命令を発出した。



相談事例4

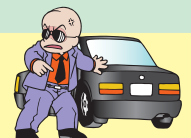
暴力団の元彼氏が私名義で買った車を返してくれない

当時交際していた暴力団組員に頼まれて、私名義でローンを組み、新車を購入しローンは私が支払い、車は暴力団組員が使用していた。その後、暴力団組員とは別れたがローンは、90万円位残っている。

ローンは、今後も支払うつもりでいるが何とか車だけでも返して貰いたい。

※対応

本事案は、所轄署に通報し署の相談室において和解させ車を返還させた。



相談事例5

暴力団組織から離脱したい

相談者は、十代の頃から住吉会系の暴力団組織に加入していたが組長の承認を得て山口組系暴力団組織に移り、若中として活動していたが女房・子供がいることや病気が悪化したこと等から暴力団組織から脱退することを決意した。

※対応

本事案は、所轄署に通報し、中止命令により山口組系暴力団組織から脱退した。

地域・職域からの暴力団追放活動

地域・職域主催の不当要求防止研修会等に参加し、講話を行うなど暴力団排除意識を高めました。

番号	開催日	事業所等
1	2月13日	鹿沼飲食業組合講話
2	2月21日	国土交通省、宇都宮国道事務所講話
3	2月22日	水資源機構思川開発建設所同和問題研修
4	3月 7日	栃木トヨタ自動車(株)講話
5	3月27日	(社)栃木県自動車整備振興会講話
6	6月12日	(社)栃木県舗装協会講話
7	6月20日	第25回生保・警察連絡協議会
8	6月22日	宇東地区大型ショッピングモール等講話
9	6月25日	栃木県証券警察連絡協議会設立総会
10	7月20日	矢板市・塩谷町暴力追放協議会
11	8月 1日	少年指導員研修会
12	8月31日	(株)ネクスコ東日本パトロール講話
13	9月19日	那須烏山市暴力追放協議会講話
14	9月20日	建災防足利支部講話
15	10月 1日	県内税務署職員講話
16	10月 4日	中村土建(株)講話
17	10月12日	藤岡町役場職員講話
18	10月16日	石橋経友会社、足銀石橋支店講話
19	10月19日	藤岡町役場職員講話
20	10月23日	第8回真岡地区暴力追放決起大会
21	11月 6日	(株)エコアル講話
22	11月16日	荒川建設こぶし会講話
23	11月26日	栃木県証券警察連絡協議会役員会
24	12月 4日	栃木県税務職員講話
25	12月 6日	国土交通省宇都宮国道事務所講話
26	12月18日	宇都宮建設業協会講話



不当要求防止責任者講習会

平成19年の不当要求防止責任者講習会の開催状況は下記のとおりです。

番号	開催日	対 象 業 種
1	1月16日	製造業定期講習（真岡市）
2	1月22日	さくら市公務員定期講習（さくら市）
3	1月29日	廃棄物処理業選任時講習（宇都宮市）
4	1月31日	矢板市公務員定期講習（矢板市）
5	2月 7日	製造業定期講習（宇都宮市）
6	6月 7日	娯楽業定期講習（宇都宮市）
7	6月21日	日光市公務員選任時講習（日光市）
8	6月22日	日光市公務員選任時講習（日光市）
9	6月26日	日光市公務員選任時講習（日光市）
10	6月28日	足利市公務員定期講習（足利市）
11	7月 5日	宇都宮市公務員選任時講習（宇都宮市）
12	7月 6日	足利市公務員定期講習（足利市）
13	7月11日	栃木県等公務員選任時講習（宇都宮市）
14	9月20日	小売業定期講習（宇都宮市）
15	9月26日	那須烏山市・那珂川町選任時講習（那須烏山市）
16	10月 3日	真岡市・二宮町・益子町・芳賀町・茂木町・市貝町公務員定期講習（真岡市）
17	10月10日	小売業定期講習（大田原市）
18	10月23日	小売業定期講習（岩舟町）
19	11月 1日	不動産業定期講習（佐野市）
20	11月14日	不動産業定期講習（宇都宮市）
21	11月29日	不動産業定期講習（大田原市）
22	12月13日	旅館業定期講習（宇都宮市）
23	12月20日	廃棄物処理業定期講習（宇都宮市）



暴力追放県民センターの活動状況

第8回真岡地区暴力団追放決起大会

10月23日 真岡市民会館大ホールにおいて、真岡地区1市3町の住民700名の参加を得て開催された「第8回真岡地区暴力団追放決起大会」に、民事介入暴力対策委員会委員長木村博貴弁護士の講演等の支援活動を行い、暴力団排除意識を高めました。



民事介入暴力一日相談所

11月10日 宇都宮市今泉町地内の福田屋ショッピングプラザ宇都宮店において、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士、県警組織犯罪対策課員、暴追センター相談員による一日相談所を開設し民事介入暴力相談に応じました。



第7回民事介入暴力対策協議会総会

11月19日 宇都宮市戸祭町「アピア」において、県警・栃木県弁護士会・暴追センターの三者による「第7回民事介入暴力対策協議会」を開催し、民事介入暴力事犯について協議しました。



広報啓発活動

暴力団追放広報啓発活動を次のとおり行いました。

- 暴力団追放ポスター・カレンダーを作成配付
- 路線バス車内に暴排ステッカーを貼付
- JR宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキ等3ヶ所に暴力団追放横断幕掲出
- JR宇都宮駅構内の電飾看板に当センターの事業を広報
- 下野新聞に当センターの事業を広告掲載
- 広報誌・暴力団撃退マニュアル・書籍等の配付



暴力追放功労者表彰

警察本部長・暴追センター会長連名

9月7日に開催された第8回栃木県暴力団追放県民大会において、暴力追放功労者及び暴力追放功労団体に対する表彰が行われました。

次の1名2団体が受賞されました。

○暴力追放功労者

前暴追センター専務理事
黒田 功 氏



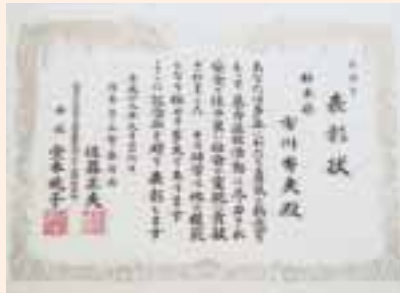
○暴力追放功労団体

- 下野警察署管内建設業暴力追放・交通安全協議会
- 暴力追放大田原市民会議
- 栃木県建設業暴力追放推進協議会塩谷支部矢板分会

関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

9月27日に開催された第12回関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会において、暴力追放功労者及び功労団体に対する表彰が行われました。

本県から次の方が受賞されました。



○暴力追放功労者

(財)栃木県暴力追放県民センター
前理事長 市川 秀夫 氏

○暴力追放功労団体

下都賀建設業協同組合

警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

(暴力追放栄誉銅章)

11月28日に開催された平成19年全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放功労者に対する表彰が行われました。

本県から、市川秀夫氏が暴力追放栄誉銅章を受賞されました。

○暴力追放栄誉銅章

(財)栃木県暴力追放県民センター
前理事長 市川 秀夫 氏



暴力団による悩み、困りごとは

財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 **028-627-2600**

事務局 宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
午前9時～午後5時



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

●賛助会費 年額（口数は、何口でも結構です。）

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」、暴力団対策の資料の送付、Fネット「暴追ネットワーク」による暴力団情報等の提供を行います。

- 入会のお申込は事務局へご連絡ください。

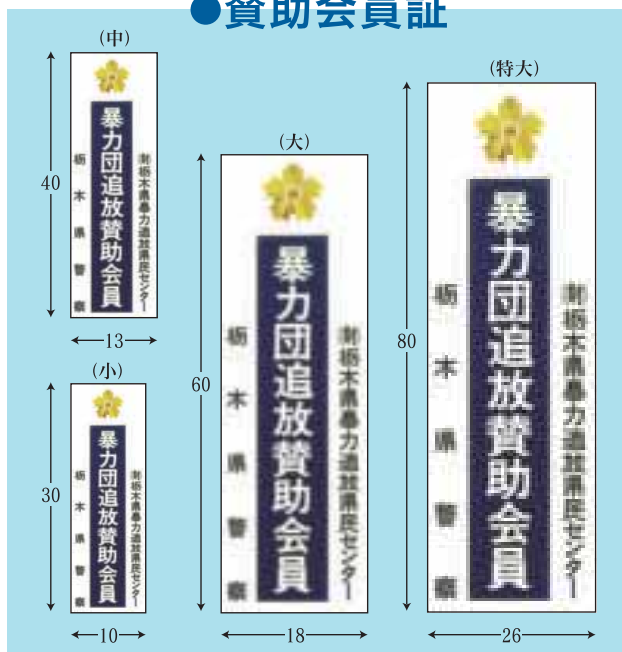
事 務 局

宇都宮市栄町5番7号栃木県栄町別館2F
財団法人 栃木県暴力追放県民センター

電 話／**028-627-2995**

FAX／**028-627-2996**

●賛助会員証



暴追とちぎ平成20年1月号(通巻34号)表紙写真

日光「明智平」

第2いろは坂をほぼ上りきった、眺望に優れたポイントが明智平だ。名づけたのは天海大僧正といわれている。天海大僧正とは、織田信長に謀反を起こし山崎の合戦で敗れた、あの明智光秀という説がある。合戦後なんとか比叡山に逃れ、その後も生きのびて家康公の黒幕になったとされるのだ。日光に赴いたあと、自分のもとの名を残したいと、日光でいちばん眺めのよいこの地を「明智平」と命名したと伝えられている。

